

## 入札説明書

令和元年札幌市告示第787-2号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和2年2月14日

### 2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 電話 011-211-2976

### 3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和2年度敬老優待乗車証ICカードの2次発行処理及び封入封緘等業務

(2) 見込み件数

30,000件

(3) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(4) 契約期間

契約締結日から令和3年(2021年)3月31日まで

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札方式

事前審査型入札方式

(7) 入札書の記載方法

成果物1件あたりの単価(小数点第2位までの記載とする。)で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成31・32年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「製造業」、中分類「出版・印刷業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 次の要件をすべて満たす者であること。

ア 契約者又は契約者と代理店契約を有する事業者は、日本鉄道サイバネティクス協議会のA会員又はB会員であること。

イ 本告示に示した役務の実施に際し、指定期限までの納入が十分に可能であること。

ウ 契約者及び契約者と代理店契約を有する事業者は、役務に際し、取り扱う情報資産を保護するセキュリティ体制が整備されていること。

### 5 入札書の提出方法等

(1) 問い合わせ先

上記2に同じ。

(2) 入札参加資格申請受付期限

令和2年2月27日(木)12時まで

※ 本入札案件への参加を希望する者は、上記期限までに別紙5を書面にて上記2に提出すること。なお、入札参加資格を満たすことを契約担当部局が確認した場合、「一般競争入札参加資格確認通知書」を交付するので確認すること。

- (3) 一般競争入札参加資格確認通知書の交付  
令和2年2月28日（金）に発送
- (4) 入札の日時及び場所  
日時：令和2年3月3日（火）13時30分  
場所：札幌市役所本庁舎4階北側 高齢福祉担当局長会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）
- (5) 入札書の提出方法  
入札書は、別紙1の様式にて作成し、上記(4)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。（送付及び電送による提出は認めない。）
- (6) 開札  
入札終了後直ちに上記(4)の場所にて行う。
- (7) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答
  - ア 提出方法  
質問票（別紙2）を持参、送付又はファクシミリにより提出すること。
  - イ 提出先及び提出期限  
上記2へ、上記1の告示の日から令和2年2月21日（金）17時までに提出すること。
  - ウ 回答書の閲覧  
令和2年2月25日（火）以降に、上記2にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。
- (8) 入札の無効
  - ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
  - イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第4条及び第41条による入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。
- (9) 入札の延期等  
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
  - ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
  - イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
  - ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (10) 代理人による入札
  - ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時までに委任状（別紙3）を提出しなければならない。
  - イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (11) 開札
  - ア 開札は、上記(4)の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
  - イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。
  - ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙3）を提示しなければならない。
  - エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
  - オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、

最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

## 6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、入札告示において示した予定件数に契約単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定 無

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(5) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者又はその代理人にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約方法

落札者が入札において提示した成果物1件あたりの単価で契約する。

(8) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項

別紙4のとおり

(10) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することによるものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。